

お知らせ

原料の産地を表示する食品がぐ～んと広がります！ ～加工食品の原料原産地表示が、10月2日から完全義務化になります～

これまで生鮮食品と一部の加工食品の原料だけに原産地表示が義務づけられていましたが、平成16年9月にJAS法に基づく加工食品品質表示基準が改正され、生鮮食品に近い加工食品20食品群にも主な原材料(原材料に占める重量割合が50%以上のものをいう)の原産地表示が義務づけられました。

移行期間を終える、平成18年10月2日以降に製造、加工される当該食品には表示が必要となります。

徳島農政事務所では、事業者向けに、各食品群ごとのパンフレットを作成しましたので、希望される事業者の方は、「問い合わせ先」までお問合せください。

原料原産地の表示が必要な加工食品

農産加工食品

- ①乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- ②塩蔵きのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- ③ゆで、または蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
- ④異種混合したカット野菜、カット果実、その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
- ⑤緑茶
- ⑥もち
- ⑦いりさや落花生、いり落花生及びいり豆類
- ⑧こんにやく

水産加工食品

- ⑨素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類
- ⑩塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- ⑪調味した魚介類及び海藻類
- ⑫ゆで、または蒸した魚介類及び海藻類
- ⑬表面をあぶった魚介類
- ⑭フライ種として衣を付けた魚介類

畜産加工食品

- ⑮調味した食肉
- ⑯ゆで、または蒸した食肉及び食用鳥卵
- ⑰表面をあぶった食肉
- ⑱フライ種として衣を付けた食肉
- ⑲合挽肉、その他異種混合した食肉

その他

- ⑳上記「異種混合」以外の生鮮食品を異種混合したもの



具体的な表示方法

国産品の場合は「国産」等と表示し、輸入品の場合は「原産国名」を表示します。
国産品は、都道府県名及び一般に知られている地名等で表示することもできます。



基本的な表示方法

名称	あじの開き
原材料名	真あじ(国産)、食塩
内容量	1尾

又は

名称	あじの開き
原材料名	真あじ、食塩
原料原産地名	国産
内容量	1尾

なお、20食品群以外にも、個別の品質表示基準で原料原産地表示が義務づけられた加工食品が、4品目(うなぎ加工品、かつお削りぶし、農産物漬物、野菜冷凍食品)あります。



【問い合わせ先】
消費・安全部 表示・規格課(担当:影山、岩野、小栗)
TEL (088)622-6135

